

安芸広域市町村圏事務組合負担金徴収条例施行規則

(平成 18 年 3 月 1 日 規則第 1 号)

改正 平成 18 年 12 月 1 日 規則第 2 号

平成 28 年 3 月 15 日 規則第 3 号

令和 6 年 12 月 8 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安芸広域市町村圏事務組合負担金徴収条例（平成 2 年 7 月 1 日条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人口及び標準財政規模額)

第 2 条 条例別表 1 に掲げる人口は、国勢調査に基づくものを当該年の翌年度から適用する。

2 条例別表 1 に掲げる標準財政規模額は、前項の調査に係る年度のものを翌年度から適用する。

(ごみ焼却場の運営に係る経費の算出方法)

第 3 条 条例別表 1 第 2 項第 3 号に掲げるごみ焼却場の運営に係る経費の負担の計算は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 均等割は、年間のごみ処理に要する経費から、廃棄物処理に係る手数料及びその他の収入を差し引いた額に、100 分の 10 を乗じて算出する。

(2) 搬入重量割は、年間のごみ処理に要する経費から、廃棄物処理に係る手数料及びその他の収入並びに均等割の額を差し引いた額とし、安芸広域メルトセンター（以下「施設」という。）に搬入された各市町村内のごみの重量に応じてその額を算出する。

(ごみ焼却場の運営に係る経費の繰越金の処理)

第 4 条 前条の規定に基づき徴収した負担金は、市町村ごとの当該年度の搬入重量と精算額の確定後、繰越金として、翌年度の市町村負担金に充当する。

(その他)

第 5 条 関係市町村が組織したごみ処理を事務とする一部事務組合及び広域連合が施設に搬入するごみは、それらを組織する市町村のごみとみなして、第 3 条第 2 号及び第 4 条の規定を適用する。

(滞納整理に係る経費の算出方法)

第 6 条 条例別表 2 第 1 項及び第 2 項に掲げる滞納整理に関する事務に係る経費の負担の計算は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 引受件数割は、次の計算式によりその額を確定し、算定され既に徴収された額と差

異がある場合は、精算する。(当該年度の歳出決算額－徴収実績割の総額－その他の収入額) ÷ 実引受件数総数 × 滞納事案の移管を行った市町村ごとの実引受件数

(2) 徴収実績割は、滞納事案の移管を行った市町村ごとに算定する。ただし、初年度の実績割は算定しない。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 12 月 1 日 規則第 2 号)

この規則は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 28 年 3 月 15 日 規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 12 月 8 日 規則第 1 号)

(施行期日)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この規則は令和 7 年度以後の、安芸広域市町村圏事務組合負担金徴収条例施行規則第 3 条第 1 号第 2 号による算出方法について適用し、令和 6 年度の安芸広域市町村圏事務組合負担金徴収条例施行規則第 3 条第 1 号第 2 号による算出方法については、なお従前の例による。